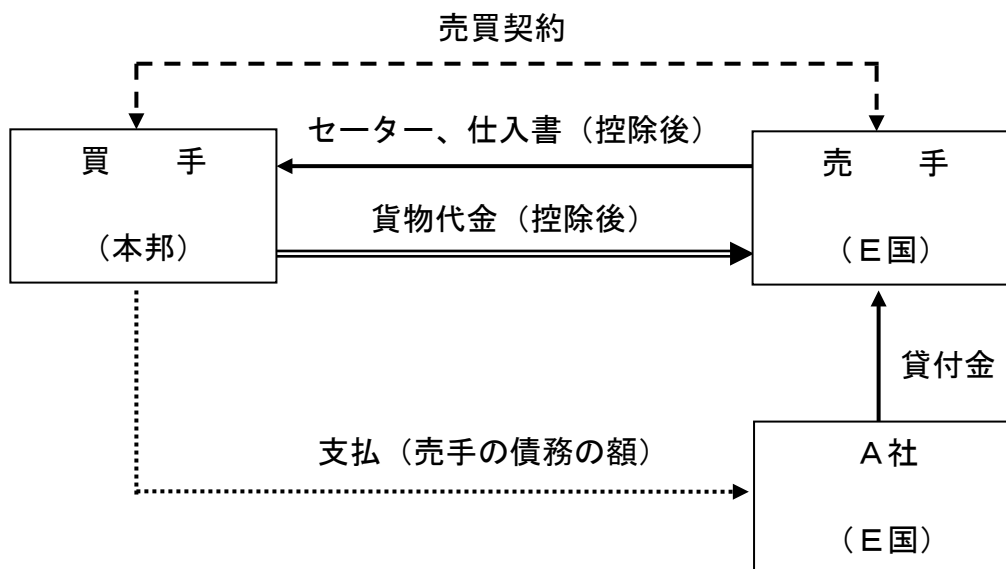


32. 買手が第三者に支払う売手の負っている債務の額



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からセーターを購入（輸入）します。

当社は、売手との取決めにより、売手がA社に対して負う借入債務を、売手に代わりA社に支払うこととし、その支払額については、当社が売手に支払う貨物代金（売買契約価格）から控除することにより回収することとなりました。

そのため、売手から当社に送付される仕入書には当社がA社に支払う額を控除した残額が記載されており、当社はその仕入書に記載された価格を売手に支払います。

この場合の輸入貨物の課税価格は、当社が売手に支払う仕入書価格を現実支払価格として計算することができますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貨物代金（売買契約価格）から控除された額は、現実支払価格の一部を構成しますので、仕入書価格を現実支払価格として課税価格を計算することはできません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引における貴社によるA社への支払は、貴社が売手の負っている借入債務を弁済するためにA社に対して行うものであり、その支払額は現実支払価格の一部を構成します。

《参考》

輸入貨物の売手が買手以外の第三者に対して負っている債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物に係る価格からその弁済される額を控除した残額を仕入書価格とした場合の現実支

払価格は、仕入書価格に弁済される額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)ロ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)